

黒潮町の介護保険 の状況について

介護が必要になったとき、誰もが安心して、自分らしく暮らせることを望んでいます。深刻な高齢化社会を迎えているわが国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んでいます。

また、共働きの家庭も増えるなど、家族だけで介護することは難しくなっています。介護保険は、こうした介護を社会全体で支えるためにつくられた制度です。平成19年度の介護保険の状況についてまとめましたのでお知らせします。

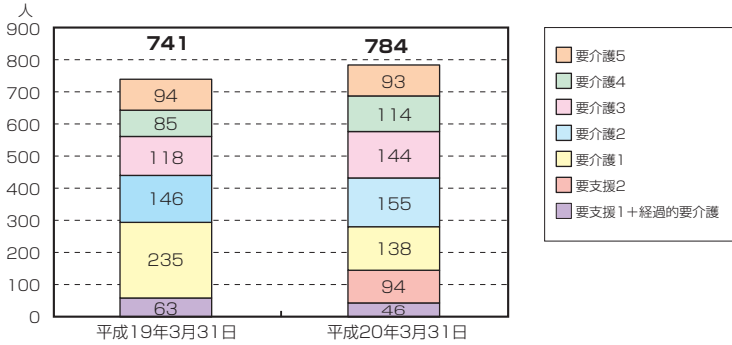
要介護等の認定状況
平成19年度末の第1号被保険者（65歳以上）は前年度末と比べて38人増加の4,534人で、そのうち要介護等の認定者数は770人で認定率は16.98%となっています。第2号被保険者（40歳から64歳）を含めた要介護等の認定状況（別表1）は、前年度

末と比べると認定者数が43人増加しています。

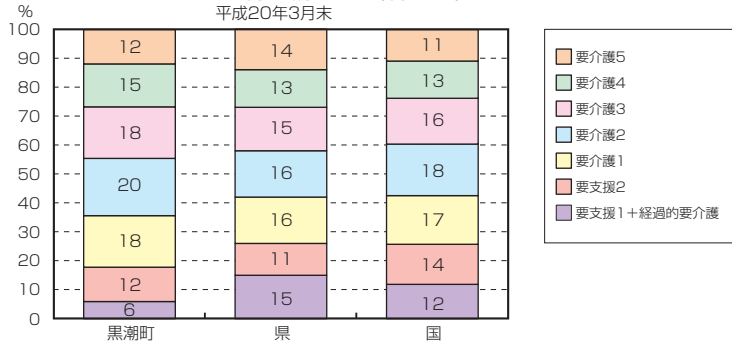
介護度別に見てみると要介護3、要介護4の増加が多く、重度化傾向にあり、逆に減少しているのは軽度の要支援1、経過的要介護となっています。また、平成19年度より予防給付の開始により、要介護1から4割ほどの割合で要支援2に移行しています。

要介護度等別の構成比（別表2）は、介護度中程度の要介護2、要介護3が全体の38

要介護度等別認定状況（別表1）



要介護度等別の構成比（別表2）

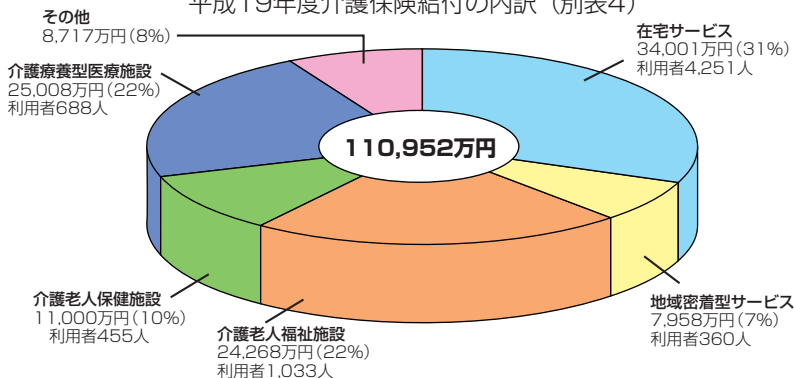


%を占めており、国、県と比べても中程度の構成割合が高くなっています。これは、認知症状の重度化の影響が考えられます。また、要介護等認定の申請件数は1,024件で、そのうち新規申請は187件と昨年同様2割程度の割合となっています。

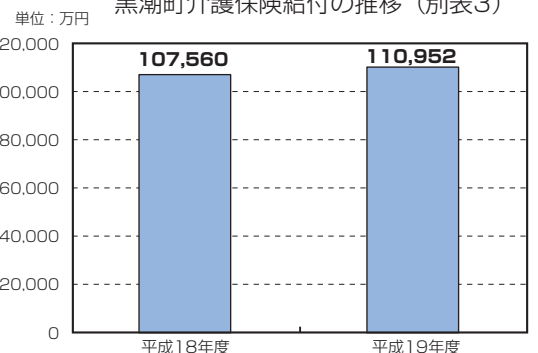
介護保険給付の状況
平成19年度の介護保険給付は、介護保険事業計画の11億

1,583万円に対して給付実績は11億9,520万円、99%となっています。前年度と比べると（別表3）、3,392万円の増加となっています。介護保険給付の内訳（別表4）を構成比で見ると、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）が介護保険給付全体の54%で、在宅サービスと地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）は38%となっています。サービスの利用者数は、年間の延べ人数で在宅サービスが4,251人（月平均354人）、地域密着型サービスが360人（月平均30人）、施設サービスが2,176人（月平均181人）の合計6,787人（月平均565人）となっています。利用割合は在宅サービス・地域密着型サービスが68%、施設サービスが32%です。また、784人の認定者数に対しては、約7割の方が介護保険サービスを利用しています。

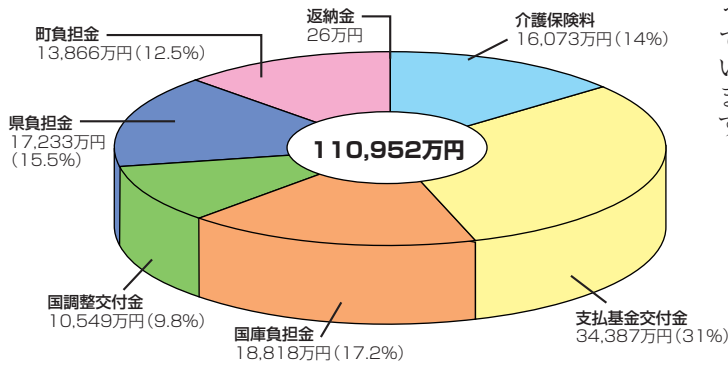
平成19年度介護保険給付の内訳（別表4）



黒潮町介護保険給付の推移（別表3）



平成19年度介護保険給付の財源内訳 (別表5)



介護保険給付の財源内訳 (別表5) は、国、県、町の負担する公費負担が、55%を占めています。

被保険者の負担は、第2号被保険者(40歳から64歳)の介護保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付金として3億4,387万円(31%)交付され、第1号被保険者(65歳以上)の負担は、介護保険料として納付していただいた1億6,073万円(14%)となっています。

介護保険給付の財源

介護保険料について

第1号被保険者(65歳以上)の方に納めていただいた平成19年度の介護保険料は全体で1億6,925万円となり、前年と比べると468万円の増加となっています。

介護保険料の使いみちは、介護保険給付へ1億6,073万円、前年分の保険料の返還金として2万円、平成18年度から始まった地域支援事業の介護予防事業の財源負担として96万円、同じく包括的・任意事業の財源負担として318万円の合計1億6,489万円を支出しています。

残額の436万円は後年度の介護保険給付へ充てるため介護給付費準備基金へ積み立てます。

お問い合わせ
 大方総合支所
 健康福祉課介護保険係
 ☎43-2116(直通)

佐賀総合支所
 健康福祉課保険福祉係
 ☎55-3112(直通)

中村警察署 平成20年中村署管内の犯罪情勢について



中村署管内では、昨年(平成20年)、刑法犯事件が508件発生しております。

分類しますと、凶悪事件2件、窃盗事件395件、器物損壊事件69件などで、また、振り込め詐欺事件も8件(融資保証4件、オレオレ2件、架空請求2件)が発生しております。

発生が最も多い窃盗事件の中で、自動車盗8件のうち7件、自転車79件のうち58件、車上狙い(車の中から盗む手口)60件のうち42件が、それぞれ無施錠での被害であり、施錠をしていたなら大半は被害にかからなかった筈です。みなさん、どうか家の中も含めて施錠を忘れないでください。防犯意識を高め、ともに安全安心な黒潮町をめざしましょう。 中村警察署 ☎34-0110

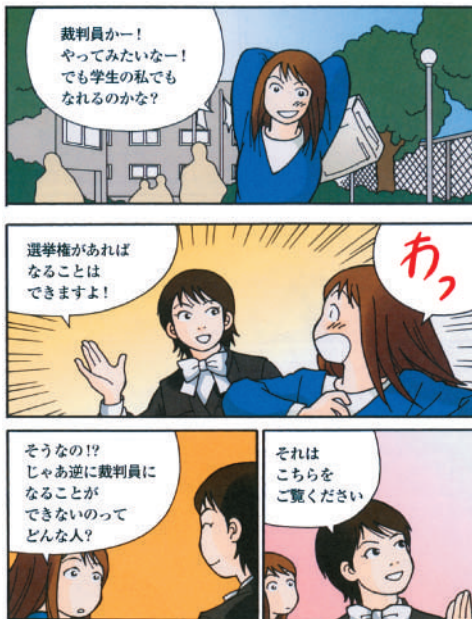
裁判員制度 シリーズ④

[お問い合わせ] 高知地方裁判所 ☎088-822-0340

Q4

**裁判員になれないのは、
 どのような人ですか?**

裁判員制度



A4 次のような方は裁判員になることができません。

- 欠格事由のある人＝一般的に裁判員になることができない人
 - ・国家公務員法38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
 - ・義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く)
 - ・禁錮以上の刑に処せられた人
 - ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- 就職禁止事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人
 - ・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - ・司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
 - ・大学の法学部の教授、准教授
 - ・都道府県知事及び市町村長(特別区長を含む)
 - ・自衛官
 - ・禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
 - ・逮捕又は勾留されている人
- 事件に関連する不適格事由のある人
 - ＝その事件について裁判員になることができない人
 - ・審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など
 - ・審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など
- その他の不適格事由のある人
 - その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めたら